

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」
に基づく平成 26 年度取組状況報告書

(案)



札幌市子どもの権利総合推進本部

札幌市子どもの権利に関する推進計画の基本理念

「子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性を育むまちの実現」

I	子どもの権利に関する取組の総括	1
II	主な取組状況（推進計画の基本目標ごとの主な取組状況）	4
	基本目標1 子どもの意見表明・参加の促進	4
	（1）子どもの参加の充実と支援	4
	（2）市政における子どもの意見の反映	4
	（3）子どもの権利に関する施策実施状況の調査	6
	基本目標2 子どもを受け止め、育む環境づくり	7
	（1）子どもの居場所づくり	7
	（2）さまざまな活動を通じた人間関係づくり	7
	（3）いじめ・不登校への対応	8
	基本目標3 子どもの権利の侵害からの救済	9
	（1）子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の運営状況	9
	（2）児童虐待への対応（札幌市児童相談所）	10
	基本目標4 子どもの権利を大切にする意識の向上	11
	（1）広報物の作成	11
	（2）「さっぽろ子どもの権利の日事業『子どもまちづくりコンテスト』」	12
	（3）出前講座等	12
	（4）学校教育における理解促進に向けた取組	13
III	子どもの権利に関する施策の推進体制	19
	1 子どもの権利委員会の運営	19
	2 子どもの権利に関する推進計画	19

別紙 平成26年度 札幌市子どもの権利救済機関 相談状況等の概要

I 子どもの権利に関する取組の総括

子どもの参加の促進・子どもの権利の理解促進

○ 子どもの参加の促進

- ・「子どもサポーター養成講座」 7回実施、延べ 82 名受講(前年度7回、176 名)
- ・ 市政における子どもの参加の機会(子ども向けパブリックコメント、子どもとのワークショップ等の合計) 575 件(前年度 526 件)
- ・「‘3まち’子ども交流」における意見交換や市長への報告の実施

○ 理解促進・意識の向上

- ・ 広報啓発資料の改訂、配布(小学4年生・中学1年生全員等)
- ・ 子どもの権利条例の絵本「おばけのマールとすてきなまち」の大型絵本作成【新規P.11】
- ・ さっぽろ子どもの権利の日事業「子どもまちづくりコンテスト」実施
- ・ 学校、PTA 関係者や地域団体への出前講座等(子どもへの出前授業7回を含む) 117 回実施(前年度 112 回)

○ 子どもの権利に関する推進計画について

- ・ 第 1 次推進計画の状況(成果指標):計画期間 平成 23 年度～26 年度(4年間)

		平成 21 年度	26 年度	目標値 (26 年度)
自分のことが好きだと思う子どもの割合		53.2%	63.1%	70%
子どもが、自然、社会、文化などの体験 をしやすい環境であると思う人の割合	子ども	42.4%	72.1%	60%
	大人	55.4%	60.8%	60%
子どもの権利が守られていると思う人の 割合	子ども	48.3%	63.6%	60%
	大人	48.4%	50.1%	60%

- ・ 第2次推進計画の策定

平成 27 年度～31 年度(5年間)を計画期間とする新たな計画を、「新・さっぽろ子ども未来プラン」と一体的に策定【P.20】

【総括】

第 1 次推進計画において掲げた指標は、全ての項目において計画前に比べ上昇しており、計画に基づく各種施策が、一定の効果を上げたものと考えられる。

一方で、「自分のことが好きだ」と思う子どもの割合や、「子どもの権利が守られている」と思う大人の割合は、目標値に到達することができなかったこと等、課題も明らかとなった。

平成 27 年度も、第 1 次推進計画の成果を基礎とし、「第 2 次札幌市子どもの権利に関する推進計画」の下、子どもの権利条例に基づく各種施策の推進に努め、子どもの権利の保障を一層進めていく。

子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）

○ 実績

	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
実件数	1,171 件 (8.4%減)	1,191 件 (1.7%増)	1,197 件 (0.5%増)	1,035 件 (13.5%減)	1,046 件 (1.1%増)
延べ件数	3,788 件 (6.1%増)	4,186 件 (10.5%増)	3,925 件 (6.2%減)	3,247 件 (17.3%減)	3,713 件 (14.4%増)
調整活動	42 件	19 件	18 件	21 件	31 件
申立	1件	1件	1件	5件	2件
自己発意	0件	0件	2件	1件※	0件

() 内は前年度比

※ 前年度から継続調査した案件

○ 相談状況

- ・ 実件数中、子どもからの相談は約 6 割の 601 件（前年度：592 件、対前年度比 1.5% 増）で、うち E メールによるものが 348 件（前年度：347 件、対前年度比 0.3% 増）となっている。
- ・ 大人からの相談は 445 件（前年度：443 件、対前年度比 0.5% 増）となっている。
- ・ 面談を重視し、平成 26 年度は延べ 315 人と、前年度の 178 人と比べて顕著に増えている。

○ 調整活動

- ・ 調整活動は 31 件につき実施。

年度 \ 調整先	学校	児童相談所	市教育委員会	その他
平成 25 年度	17 件	4 件	0 件	0 件
平成 26 年度	22 件	3 件	1 件	5 件

○ 救済の申立て（詳細は別紙）

申立てを受理した 2 件（いずれも地域活動に関するもの）について、調査及び調整を実施。平成 27 年度も調査継続中。

○ 広報活動

- ・ PR 及び子どもの権利侵害の未然防止を目的とした DVD 動画の活用
 - ⇒ YouTube に掲載
 - ⇒ 当該 DVD を市内各学校へ授業・特別活動等で活用を図るよう依頼
 - ⇒ CM 映像を地下歩行空間の街頭ビジョンで放映
- ・ 市内の小中学生に配布していた相談カードを高校生まで拡大
- ・ 民生委員・児童委員にチラシを配布

子どもの権利に関する教育委員会の取組

- 教育委員会では、子どもの権利の理念を生かした教育活動の充実が、各学校においてより一層図られるよう、教職員向けの研修や札幌市人権教育推進事業を実施した。
- 校長や教員が権利条例についてより一層理解することができるよう、新任管理職研修や初任者研修・10年経験者研修などで子どもの権利に関する講義を行うとともに、いじめや不登校の対応に関する講演やピア・サポート※に関連した演習などを行った。

※ ピア・サポート:子ども同士(仲間=peer)が互いに支え合えるような関係を作り出す仕組み

研修名	研修内容	参加者
新任管理職研修	講義「子どもの権利を大切にした教育の推進」	園長・校長・副校長 60 名
10 年経験者研修	講義「子どもの権利を大切にした教育の実践」	小・中・高・特別支援学校教諭、養護教諭 132 名
初任者研修	講義「子どもの権利を大切にした教育の実践」	小・中・高等学校教諭、養護教諭 201 名
センター研修講座	講義「いじめの対応と学校体制の在り方」	教員 48 名
	講義「いじめの理解とその対応」	教員 194 名
	講義「子どもの権利や命を守る」	教員 24 名
	講義・演習「いじめや不登校を未然に防ぐ ピア・サポートについて」	教員 74 名
	講義・演習「不登校への適切な対応を考える」	教員 89 名
	講義・演習「いじめへの適切な対応を考える」	教員 67 名
札幌市小中学校 教育課程研究協議会	講演「不登校やいじめを未然に防ぐ 子どもとの人間関係づくり」	教員 205 名
札幌市小中学校 教育課程研究協議会	説明「学校における 子どもの権利を踏まえた取組」	小学校校長、教員 348 名 中学校校長、教員 198 名

- 札幌市人権教育推進事業の研究課題として「子どもの権利に関する研究」を位置付け、小学校1校、中学校2校、高等学校1校の研究推進校において研究を実施した。

研究推進校①	市立もみじの森小学校
いじめ防止の取組	・児童会推進局から提案された「いじめ防止キャンペーン」を受け、各学級ごとにいじめ防止の計画を作成し、プログラムを実践した。
研究授業の公開	・6年 特別活動「卒業生から在校生へいじめ防止のメッセージを贈ろう」 ・6年生が1年間取り組んできたいじめ防止キャンペーンを振り返りながら、在校生に残したいメッセージを考える授業を公開した。
研究推進校②	市立上篠路中学校
ピア・サポート等の取組	・自己肯定感や自己有用感を育成する取組として、ピア・サポートの手法を活用した道徳実践や、認知行動療法の活用に関する教職員研修、母と子の絆と命の大切さに関する講演会を行った。
研究推進校③	市立屯田北中学校
ピア・サポート等の取組	・ピア・サポートについて、3年間を見通した学習カリキュラムの構築及び生徒向けオリエンテーションの改善などに取り組んだ。
研究授業の公開	・全学年(9学級) 道徳「ピア・サポート・トレーニング」 ・1年は友達と良いところを教え合うことについての授業、2年は友達と悩みを相談し合うことについての授業、3年はうわさ話の危険性について考える授業を公開した。
研究推進校④	市立札幌新川高等学校
生徒会活動の取組	・生徒会が中心となり、近隣の小中学校と連携し、まちづくりセンターや町内会の協力を得ながら、地域の課題(公園の落ち葉ひろいや危険マップづくり、標語づくり)に対し、自分たちで解決を図る取組を行った。

Ⅱ 主な取組状況（札幌市子どもの権利に関する推進計画の基本目標ごとの主な取組状況）

基本目標１ 子どもの意見表明・参加の促進

（１）子どもの参加の充実と支援

① 子どもの権利推進アドバイザー（平成 22 年度より実施）

主に市職員や関連団体などを対象に、子どもの権利に関する助言や講演等を行うことを目的として、設置。平成 26 年度は、薄木宏一氏（前札幌市子どもの権利救済委員・弁護士）、小本恵子氏（札幌人権擁護委員）の 2 名に委嘱し、研修会や講演会などを実施。

【実績】

平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
9 回	10 回	17 回	7 回	5 回

② 子どもサポーター養成講座（平成 22 年度より実施）

主に地域などで子どもに関わる活動を行っている大人を対象に、子どもの参加を進めるためのノウハウ等を身につけることを内容とする講座を実施。平成 26 年度は「基礎編」、「子ども支援知識編」を開催。

【実績】

	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
講座数	5 回	13 回	10 回	7 回	7 回
延べ人数	66 名	104 名	174 名	176 名	82 名



（２）市政における子どもの意見の反映

① 子ども議会（平成 13 年度より実施）

子どもたちが決めたテーマについて、話し合いや勉強会を行い、札幌市に対する提案事項をまとめている。本会議では、子ども議員が議場で提案を発表し、市長等がこれに対して答弁。



【実績】

○ 子ども議員数:61 名、大学生サポーター:12 名、委員会開催回数:7 回

○ 提案項目

個別テーマ	いじめの相談場所について。「地域が協力して子どもを守るまち」について。札幌の緑化について。外国人観光客を増やすことについて。札幌の農業について。
共通テーマ	誰もが快適で暮らしやすいまちにするためには、どんなところに、どんなものがあればいいか考えよう

② 市政における子どもの意見表明の機会の促進

子どもを対象としたパブリックコメント、ワークショップやアンケートを実施するなど、市政に子どもの意見を反映する仕組みを拡大するよう、取組を推進。

【主な内容】

項目	内容
「札幌市市有建築物の配置基本方針」策定における子どもの意見の反映 【市長政策室】	策定にあたり、児童会館を利用する児童を対象にグループワークを実施し、主な意見をワークショップに反映させた。パブリックコメント実施時には、子ども向けの意見募集資料を作成し、市内全小中学校、児童会館に配布し、小中学生 497 人から意見提出があった。実施後は、主な意見とそれに対する市の考え方を基本方針に掲載するとともに、反映できる意見は基本方針の内容に反映した。
「札幌市温暖化対策推進計画」の策定に係るパブリックコメントの実施 【環境局】	策定にあたり、市立小・中学校、全児童会館等に、子ども向けの意見募集資料を配布し、小学校 4 年生から中学校 3 年生まで 825 人から意見の提出があった。その後、提出された意見や、意見に対する札幌市の考え方をとりまとめ公表するとともに、低学年、高学年用に 2 種類の計画のパンフレットを作成し、市内の小中学生全員に配付した。
「白石サイクリングロード」に代わる新愛称「白石こころーど」選考における子どもの意見の反映 【白石区】	新愛称の募集にあたり、沿線の小中学生にも協力を呼びかけたところ 875 点の応募があった（応募総数 1,750 点）。区民投票の候補作品を選出する 1 次選考のワークショップには、小中学校の代表 7 人も参加した。最終選考対象作品を決める区民投票では、沿線の小中学校においても投票を実施し、3,140 人の子どもが投票に参加（投票総数 4,550 人）した。
「第 3 次札幌市子どもの読書活動推進計画」策定に向けた子どもの意見の反映 【教育委員会】	平成 27 年度の計画策定に向け、子どもの読書状況を把握するため、小学校から高校の 19 校、3,725 人を対象にアンケート調査を実施した。また、計画に子どもたちの意見を反映させるため、小学校から高校を対象に、図書委員等との意見交換会（8 校 170 人）を実施してアイデアを募集したほか、小学校から高校の学校代表による合同の意見交換会を開催した。（参加者 13 人）

③ 「‘3まち’子ども交流」

「子どもの権利条例」をもつ長野県松本市、空知郡奈井江町、札幌市の子どもが、札幌市民防災センターの見学等を通じ交流。それぞれのまちの子どもに関する取組や、「防災」をテーマに意見交換を行い、その結果を市長に報告した。

※ 奈井江町は、道内で最も早く、平成 14 年に権利条例を制定。子ども会議では、子どもがまちのイベントや地域の環境活動に関する取組を企画、実施している。

松本市は、平成 25 年に権利条例を制定。札幌市とは「観光・文化交流都市協定」を締結している。



(3) 子どもの権利に関する施策実施状況の調査

① 庁内（平成 21 年度より実施）

各局区が実施している事業の中で、「子どもの参加」や「子どもに分かりやすい情報発信」の取組状況について調査し、庁内において情報共有することにより、子ども参加等のより一層の推進につなげていくこととしている。

【子どもに分かりやすい情報発信】

	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
ホームページ	53	71	131	123	186	251
パンフレット等	83	91	136	142	222	271
その他	17	36	57	37	56	100
合計	153	198	324	302	464	622

【子どもの参加】

	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
市政への参加※ ¹	16	28	44	46	77	72
行事等への参加※ ²	323	297	331	378	449	503
合計	339	325	375	424	526	575

※¹ 子ども向けのパブリックコメント、アンケート、ワークショップの実施など、市政に対し意見を反映する機会となっているもの。

※² 行事の準備、当日の発表、仕事の体験など、参加者として参加したもの。

② 地域（平成 23 年度より実施）

地域団体等が実施している、子どもの参加の実践例などの取組状況について調査し、情報を共有することにより、地域における子ども参加等のより一層の推進につなげていくこととしている。

【事例数】

	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
企画運営※ ¹	10	11	15	11
行事への参加等※ ²	93	93	119	117
大人の取組※ ³	25	29	41	43
合計	128	133	175	171

※¹ 行事等の計画段階から子どもが関わっているもの。

※² 行事当日の手伝い、参加者として参加しているものなど。

※³ 子どもの見守り活動など、子ども自身は関わらないが、子どもの育ちのための大人の取組や活動など。

基本目標2 子どもを受け止め、育む環境づくり

(1) 子どもの居場所づくり

① 放課後の居場所づくり

【児童会館】

児童の放課後の生活を豊かにし、異年齢集団での遊びを通じた地域における児童の交流を深めることを目的としており、1 中学校区に 1 館を基本とし、現在は 104 館整備している。

【ミニ児童会館の整備】

校区内に児童会館がない小学校の児童の放課後の居場所を確保するため、当該小学校の余裕教室等を活用したミニ児童会館を整備している。

	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
整備数	60 館	67 館	70 館	79 館	86 館	94 館

【中・高校生の居場所づくり】

中・高校生の主体的な活動を促進・支援するための場所として、また家庭や学校以外にも自分自身が受け止められていると実感できる場所として、児童会館がその役割を果たせるよう、中・高校生の利用促進に繋がる体制及び環境づくりを行っている。

【児童会館のあり方検討】

今後も児童会館事業を安定的・継続的に実施するために、児童会館のあり方指針を策定した。また、(仮称)篠路小児童会館及び(仮称)二条小児童会館の建設に係る実施設計に子どもたちの意見を反映させるために、子どもワークショップを開催した。

② 学びの環境づくり(平成 24 年度より実施)

不登校児童生徒の受け皿として、学習支援や体験活動など、子どもの学びの環境の充実を図っているフリースクール等民間施設に対し、事業補助による支援を実施した。

【実績】

補助団体数	6団体
補助額合計	9,100 千円
内容	配置職員の充実に係る費用、教材教具の整備、体験学習など活動の充実に係る経費の一部

(2) さまざまな活動を通じた人間関係づくり

① プレーパーク事業の推進

公園等を活用し、事前の協議のうえで規制を極力排除した子どもの遊び場である「プレーパーク」事業について、「札幌市プレーパーク基本方針」及び「プレーパーク事業推進要綱」を策定し、事業の推進を図っている。

【実績】

普及啓発事業	札幌市プレーリーダー研修会の実施 33 名参加 出前講座:11 団体に実施、205 名参加 出張プレーパーク3団体に実施、293 名参加
活動支援事業	プレーパーク実施団体に対する活動の支援 ・実施回数 100 回 ・参加者数 4,051 名

(3) いじめ・不登校への対応

① いじめに対する取組

各学校において、いじめの取組年間計画に基づいた組織的ないじめ防止策を推進した。

教育委員会が実施する「悩みやいじめに関するアンケート調査」の他、学校独自のアンケート調査を定期的に行い、その回答を基に子どもとのきめ細かな教育相談を実施することで、いじめの早期発見・早期対応に向けた取組の充実を図った。

【いじめに関する意識調査(市立小学校、中学校、高等学校の合計)】

	平成 23 年度	24 年度 ^{※1}	25 年度	26 年度
いじめられていると思う (いじめられたことがある ^{※1})	7.9% (11,060 人)	14.5% (20,099 人)	12.1% (16,584 人)	12.8% (17,574 人 ^{※2})
思わない (ない ^{※1})	91.5% (128,195 人)	84.0% (116,449 人)	86.9% (119,478 人)	86.2% (118,712 人)

※1 平成 23 年度までは「今、いじめられていると思うか」という設問であったのに対し、24 年度からは「今の学年になってから、いじめられたことがあるか」という設問に変更となったこと等の影響から数値が増加していると考えられる。

※2 平成 26 年 11 月の調査で「いじめられたことがある」と回答した全ての子どもから担任等が聞き取りを行い、保護者とも連携しながら相談・指導等を行うとともに、解消に向けて教育委員会が継続的に状況を確認している。

② 不登校に対する取組

不登校や不登校の心配のある子どもや家庭を支援する「心のサポーター配置モデル事業」を実施した。全中学校に「相談支援パートナー」を配置し、不登校の子どもに対する別室等での指導や家庭への訪問など、一人一人の子どもの状況に応じたきめ細かな支援を行い、不登校状況の改善を図った。また、小学校 10 校に「相談支援リーダー」を配置し、不登校の子どもへの支援とともに、「相談支援パートナー」への指導・助言を行った。

さらに、昨年度の教育支援センター白石に続き、学校に抵抗感のある子どもが通えるように、学校以外の教育施設として「教育支援センター宮の沢」を開設した。仲間と関わりながら学習や体験的な活動に取り組み、学ぶ楽しさを実感することで、人と関わることへの抵抗感を和らげるなど、状況の改善を図り、学校復帰を含めた社会的自立を目指す支援を行った。

【不登校児童生徒(市立小学校、中学校の合計)】

	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
児童生徒数	1,654 人	1,692 人	1,700 人	1,623 人	1,772 人

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省)」

【心のサポーター配置モデル事業の実績】

・相談支援パートナー及び相談支援リーダーの配置校で、不登校の状況にある児童生徒 1,635 名のうち、登校状況の改善が見られた児童生徒は 525 名(32.1%)となっている。(27 年3月末)

基本目標3 子どもの権利の侵害からの救済

(1) 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の運営状況

権利条例第33条に基づく子どもの権利の侵害からの救済機関であり、「子どもの最善の利益」を判断の基準に、子どもが自らの力で次のステップを踏むことができるよう支援することを基本姿勢として、相談への対応、申立てに基づく救済活動等を行っている。

【目的】

権利条例第33条に基づき、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図ること。

【運営体制】

〔委員等〕 救済委員2名（弁護士、大学教授）、調査員3名、相談員7名

〔事務局〕 4名（うち、子どもの権利救済事務局長は子ども育成部長が兼務）

〔相談時間帯〕 月曜日～金曜日：10時～20時、土曜日：10時～15時

【特徴】

- ・権利侵害に限らず幅広く相談を受ける。
- ・相談の延長としての調整活動、申立て・自己発意に基づく調査・調整・勧告等を行うことができる。
- ・通話料のかからない子ども専用電話を設置している。
- ・メール相談を導入している。

【相談実績(P.2再掲)】

	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
実件数	1,171件 (8.4%減)	1,191件 (1.7%増)	1,197件 (0.5%増)	1,035件 (13.5%減)	1,046件 (1.1%増)
延べ件数	3,788件 (6.1%増)	4,186件 (10.5%増)	3,925件 (6.2%減)	3,247件 (17.3%減)	3,713件 (14.4%増)
調整活動	42件	19件	18件	21件	31件
申立	1件	1件	1件	5件	2件
自己発意	0件	0件	2件	1件※	0件

() 内は前年度比

※ 前年度から継続調査した案件

＜平成26年度の調整活動31件（延べ369回）の調査、調整先＞

- ・学校22件
- ・児童相談所3件（うち虐待通報1件）
- ・市教育委員会1件
- ・その他5件

【他の機関との連携】

子どもに関する問題が多様化、複雑化する中で、行政機関だけでなく民間団体等も含めた幅広い連携が必要となるため、他の相談機関に呼びかけて「子どものための相談窓口連絡会議(官民18機関が参加)」を開催（年2回）。

(2) 児童虐待への対応

児童虐待については、平成 23 年 9 月から電話による「子ども安心ホットライン」を開設したほか、各区役所においては、虐待通報があった際の初期調査を行う主査の配置（平成 22 年度）、家庭児童相談室の設置（平成 23 年度）を行い、対応を強化している。

【児童虐待取扱件数（児童数）】

	平成 21 年度	22 年度	23 年度※ ¹	24 年度	25 年度	26 年度※ ²
児童 相談所	620 (0.2%減)	478 (22.9%減)	437 (8.5%減)	435 (0.5%減)	402 (7.6%減)	1,159 (188.3%増)
区役所	188 (84.3%増)	208 (10.6%増)	432 (107.7%増)	264 (38.9%減)	251 (4.9%減)	232 (7.6%減)

()は前年度比

※1 平成 23 年度から区役所に家庭児童相談室を設置。

※2 主に警察から通報される、児童のいる場での夫婦間DV等といった面前DVに伴う心理的虐待について、法の趣旨に即して平成 26 年度から全て認定したため、児童相談所取扱件数が大幅に増加している。

【平成 26 年度の主な虐待者の内訳】

実父:43.1%、実母:38.0%、実父以外の父親等:16.1%、
実母以外の母親等:0.6%、その他:2.2%(児童相談所取扱分)

【児童虐待通告受付件数（世帯数）】

年度	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
児童相談所	736 (26.5%増)	814 (10.6%増)	710 (12.8%減)	940 (32.4%増)	998 (6.2%増)	1,256 (25.9%増)
区役所	—※	217 (—)	187 (13.8%減)	177 (5.3%減)	100 (43.5%減)	169 (69.0%増)

()は前年度比

※ 平成 21 年度まで、虐待通告は児童相談所で計上。

【相談・対応体制の強化に向けた主な取組】

- ・区要保護児童対策地域協議会の活性化による関係機関との連携強化
- ・児童相談所と区家庭児童相談室の役割分担の明確化と連携強化
- ・区家庭児童相談室職員の資質向上に向けた研修の充実

基本目標 4 子どもの権利を大切にする意識の向上

(1) 広報物の作成

① パンフレット等

権利条例の内容や具体的な事例を紹介するパンフレットや救済機関を紹介するリーフレット等を作成し、子ども、各学校や関係施設、地域関係者等へ配布。

区分	種類	主な配布先
条例	条例パンフレット (小・中学生)改訂※1	小学4年生全員・中学1年生全員
	条例パンフレット(一般・高校)	高等学校、保育園、児童会館など
	条例チラシ	新小学1年生児童全員の保護者
	リーフレット(KenriBook)	一般、地域関係者など
	大型絵本【新規】※2	中央図書館、幼児教育センター等
子ども アシスト センター	リーフレット	新小学1・4年生全員・新中学1年生全員
	カード	小中学校、高等学校の児童生徒全員
	ポスター	小中学校、特別支援学校等に配布
	チラシ	一般、地域関係者など
	啓発用DVD	YouTube に動画を掲載し、広く公開※3

※1 「パンフレットの改訂」 子どもたちへの権利条例の周知のため、パンフレットをより一層理解しやすいものとし、また、学校の授業等においても活用できるよう、ワークシート形式のページを設ける等の工夫を盛り込んだ。

見直しにあたっては、小学校長、教員、教育委員会が参加する等、教育委員会の協力の下、学校現場の意見を反映させるよう努めた。

※2 「大型絵本」 幼児・小学校低学年やその保護者等を対象として平成 25 年度に作成した子どもの権利条例の絵本「おばけのマールとすてきなまち」を、読み聞かせ等で活用するため、大型版を作成した。

作成した大型絵本は、子ども未来局での事業に利用するだけでなく、中央図書館や、幼児教育センターにおける幼児絵本ネットワーク事業を通じ、幼稚園や保育園等にも広く貸し出しを行っている。



※3 「啓発用DVD」 平成 25 年度に作成し、市内小・中学校、特別支援学校などに配布した啓発用のDVDについて、26 年度には、授業や特別活動等で活用するよう改めて各学校に依頼した他、YouTube（動画掲載サイト）を利用して広く公開した。

② ニュースレター

子どもの権利に関するニュースレター、子どもの権利救済機関のニュースレターを各年度2回発行し、学校、施設や地域関係者に配布。

名称	主な内容等
子どもの権利ニュース (一般向け)	地域や市政における子ども参加の具体的事例
子ども通信 (子ども向け)	学校、地域、市政における子ども参加の具体的事例
あしすと通信 (主に保護者向け)	活動状況や相談から見える子どもたちの姿など

(2) さっぽろ子どもの権利の日事業「子どもまちづくりコンテスト」

権利条例第5条に規定する「さっぽろ子どもの権利の日(11月20日)」の前後に、子どもの権利について、市民の関心を高めるための事業を実施。

平成26年度は、25年度に引き続き、「子どもまちづくりコンテスト」として、地域で子どもに関する活動を行っている団体が、現在の取組や今後の取組・活動について提案・発表を行った。発表の後半では、昨年度発表をした3団体が、この1年間の取組の様子について発表し、発表内容を実現させた報告が寄せられた。発表後は、各団体による意見交換を実施。

このほか、子どもから募集した子どもの権利に関する啓発作品の展示を行った。



【実績】 参加者数:約 150 名
(市内8つの子どもの団体等)

(3) 出前講座等

子育てサロン利用者及びボランティア、PTA・校長会など学校関係者、地域団体等を対象に子どもの権利や子どもの権利救済機関に関する講座を実施。このほか、子どもを対象とした出前授業のほか、教職員を対象とした出前講座を実施。

【実績】

年度	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
回数	79 件	106 件	109 件	110 件	112 件	117 件※

※ 26 年度の主な相手先:

学校関係 13 件、PTA 関係7件、児童福祉・子育て支援関係 24 件、
地域団体・青少年育成関係 24 件、子ども 34 件、その他 15 件

(4) 学校教育における理解促進に向けた取組

① 教員研修の実施（教育センター等における研修）

教育委員会では、市立幼稚園・学校の新任管理職及び、10 年経験者・初任者を対象とした研修や、一般教諭向けの教育センター研修講座を実施するとともに、全小中学校参加の「小中学校教育課程研究協議会」において説明を行った。

【新任管理職研修】

実施日時/対象	平成 26 年5月 14 日(水)…新任管理職(園長・校長・副校長 60 名参加)
内 容	講義「子どもの権利を大切にした教育の推進」 講師:教)教育課程担当課長、子)子どもの権利推進課長
	新たに昇任した校長等に対し、子どもの権利を踏まえた学校経営を進めるため、条例の趣旨を踏まえた教育のより一層の充実に関わる説明を行った。

【10 年経験者研修】

実施日時/対象	平成 26 年8月8日(金)…10 年経験者研修受講者(小・中・高・特別支援学校教諭、養護教諭 132 名参加)
内 容	講義「子どもの権利を大切にした教育の実際」 講師:教)児童生徒担当係長、子)子どもの権利推進担当係長
	校内外でこれから中心的な役割を担っていく 10 年経験者に対して、子どもの権利の考え方や実践例を紹介した。

【初任者研修】

実施日時/対象	平成 26 年 11 月 27 日(木)…初任者研修受講者(小・中・高等学校教諭、養護教諭 201 名参加)
内 容	講義「子どもの権利を大切にした教育の実際」 講師:教)児童生徒担当係長、子)子どもの権利推進担当係長
	初任者に対して、子どもの権利の基本的な考え方や実践例を紹介した。

【教育センター研修講座】

実施日時/対象	平成 26 年6月 25 日(水)…教員 48 名参加(教職経験 20 年目程度の教諭)
内 容	講義「いじめの対応と学校体制の在り方」 講師:教)研修担当係長
	いじめに対する組織的対応の在り方を事例から学ぶとともに、いじめ等のない信頼される学校づくりについての講義を実施した。
実施日時/対象	平成 26 年7月 30 日(水)…教員 194 名参加
内 容	講義「いじめの理解とその対応」 講師:平野直己准教授(北海道教育大学)
	いじめが起こる要因や子どもたちの心理、いじめを未然に防ぐ対応の基本的な姿勢についての講義を実施した。
実施日時/対象	平成 26 年8月7日(木)…教員 24 名参加
内 容	講義「子どもの権利や命を守る」 講師:田中燈一弁護士(田中法律事務所)
	いじめや少年事件の事例及び学校事故の対応について講義を実施した。

実施日時/対象	平成 26 年8月 11 日(月)…教員 74 名参加
内 容	講義・演習「いじめや不登校を未然に防ぐピア・サポートについて」 講師:栗原慎二教授(広島大学大学院) 子どもの関わる力を高めるピア・サポートについての演習を実施した。
実施日時/対象	平成 26 年8月 12 日(火)…教員 89 名参加
内 容	講義・演習「不登校への適切な対応を考える」 講師:新井 肇教授(兵庫教育大学) 最近の不登校の特徴と未然防止及びその対応について考える講義と演習を実施した。
実施日時/対象	平成 26 年8月 12 日(火)…教員 67 名参加
内 容	講義・演習「いじめへの適切な対応を考える」 講師:新井 肇教授(兵庫教育大学) いじめ防止対策推進法制定以降の学校に求められるいじめ防止と対応について考える講義と演習を実施した。
実施日時/対象	平成 27 年1月7日(水)…教員 205 名参加
内 容	講演「不登校やいじめを未然に防ぐ子どもとの人間関係づくり」 講師:嶋崎政男教授(神田外語大学) 子どもとの良好な人間関係を構築するために、子どもを支援・指導する際の「指導の順序性」等に関する講演を実施した。

【札幌市小中学校教育課程研究協議会】

実施日時/対象	平成 26 年 12 月1日(月)…市内中学校校長、教員 198 名参加 平成 26 年 12 月2日(火)…市内小学校校長、教員 348 名参加 ※すべての市立小中学校から1名以上の一般教諭が参加
内 容	説明「学校における子どもの権利を踏まえた取組」 講師:教)教育課程担当課長

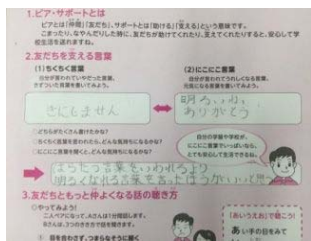
② 人権教育推進事業による研究の実施

各学校で、権利条例の趣旨を踏まえた教育実践が行われるように、札幌市人権教育推進事業において「子どもの権利に関する研究」を実施した。

小学校1校、中学校2校、高等学校1校の研究推進校において、いじめ防止やピア・サポート、生徒会活動の取組に関する研究を行うとともに、研究内容についての公開授業を実施した。

ア いじめ防止の取組に関する研究(小学校1校)

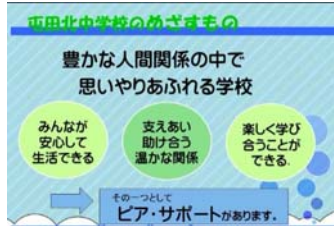
子どもの権利のうち、「安心して生きる権利」や「参加する権利」と関連させ、いじめ防止キャンペーンを実施するとともに、いじめ防止のメッセージを考えることについて、特別活動(学級会)の授業を公開した。

実施校	市立もみじの森小学校
テーマ	○子どもの権利に関わる学習活動 ・子どもが、「自分の権利について正しく理解する」、「他者を尊重し、思いやりの心をもって仲間と接する」、「問題を自らの手で解決する」などを学ぶ中で、自分を大切にすることや仲間を大切にすることについて、自ら考え、責任をもって行動することができる力を育てる。
実践1	○児童会活動「いじめ防止キャンペーンについて」 ・児童会推進局から提案された「いじめ防止キャンペーン」を受け、各学級ごとにいじめ防止の計画を作成し、プログラムを実践した。 6月:児童会推進局からいじめ防止の取組を提案 7月:提案を受けて各学級で計画を作成し実践 2月:各学級で成果と課題のまとめ
実践2	○公開授業 平成27年2月25日(水) 6校時 14時25分～ 6年 特別活動「卒業生から在校生へ～いじめ防止のメッセージを贈ろう」 ・卒業を前に、6年生が1年間取り組んできたいじめ防止キャンペーンを振り返りながら、在校生に、いじめ防止の大切さを伝えるためのメッセージと伝え方の工夫について考えた。 ・「子どもの権利条例パンフレット」を活用し、「安心して生きる権利」や「参加する権利」について学んだ。  
	【参観者の感想】 ・いじめ防止キャンペーンを全校で取り組んでいることに大きな魅力を感じた。 ・子どもが人の良いところを見付けることを大切にしていることがわかった。 ・子どもたちが主体的に課題に向き合い、真剣に学び合う姿から、本授業のねらいが実現していたように感じた。 ・参観者:学校関係(5名)、市議会議員(1名)、一般市民(2名)、報道(1名) 子ども未来局(3名)、教育委員(1名)、教育委員会事務局(3名)
成果	・授業実践を、本校の学級活動や道徳の年間指導計画に位置付け、計画的な取組につなげることができた。 ・児童会によるキャンペーンで、子どもは自分たちで実践することに意欲をもち、互いを思いやることについて学ぶことができた。 ・これまでは受け身だった子どもも、自分たちで考えたことを実践する中で、「自分から取り組む」という姿に変容してきた。 
課題	・自分たちが学び、実践してきたことが、「人権」を大切にしていることにつながっていることを、子どもたちが一層意識できるようにしていく。 ・今年度の実践を基に、学年の系統を意識しながら年間指導計画を見直し、次年度につなげていく必要がある。

イ ピア・サポート等の取組に関する研究(中学校2校)

ピア・サポート等の取組を教育課程に位置付け、全校で実施するために、授業研究や講演会、公開授業などを実施した。

実施校	市立上篠路中学校
テーマ	○自己肯定感や自己有用感を育成する取組 ・ピア・サポートの手法を活用した取組や、命を大切にする講演会の実施
実践1	○ピア・サポートを活用した道徳 ・ピア・サポートの目的や意義について理解し、学校生活の様々な場面において、互いを思いやり、助け合い支え合える人間関係について考えを深めた。
実践2	○研修「教育現場に取り入れよう 認知行動療法のアイデア」 ・人間関係形成やコミュニケーションをサポートする手法を研修した。 ・日時:平成26年9月1日(月) ・講師:スクールカウンセラー・臨床心理士・認定行動療法士 太田 滋春氏
実践3	○講演会「心と体といのち」 ・命の始まりから誕生までの講話を通し、命の偉大さと素晴らしさを理解し、かけがえのない自他の命を尊重することを学んだ。 ・日時:平成26年11月5日(水) ・講師:SAPPORO ハッピープロジェクト 誕生学アドバイザー 高杉ゆう子氏
成果	・仲間づくりの際に、「一緒にやって良かった」という体験を増やすことにより、自己肯定感や自己有用感を醸成することができた。 ・自己肯定感や自己有用感を生み出すために、生徒が、「やったら変わる」「やってみよう」と思えるようなスキルを体験することが大切である。 ・講演会では、講師が自分の生き方を基にして、命の始まりから誕生までの母と子の関係をお話していただき、人間関係の大切さ学ぶことができた。
課題	・ピア・サポートを意識した継続した行動や自己有用感・自己肯定感を育成するための支援として、プログラムの実践や、年間計画にピア・サポートを活用した道徳を、より多く盛り込んでいく必要がある。

実施校	市立屯田北中学校
テーマ	○ピア・サポート・プログラムを活かした豊かな人間関係づくり ・子どもの自己肯定感を高め、他者を思いやる心を大切にしながら、基本的なコミュニケーション能力を育てる。 ・豊かな人間関係の基礎となる「支えあう温かな関係性」を育み、身に付けた力を主体的に生活や学習へと活かそうとする心情や態度を育てる。
実践1	○3年間を見通した学習カリキュラムの構築 ・ピア・サポート・トレーニングの継続的効果的な取組をめざし、学年の実態や発達段階を考慮して、3年間を見通した学習カリキュラムの作成と実施
実践2	○オリエンテーションの改善 ・ピア・サポートの考え方を生徒に浸透させるため、年度当初のオリエンテーションで教師からピア・サポートの考え方や必要性を伝え、生徒が自発的に、学校をより安全で安心できる場所へと変えていく意欲を喚起した。 
実践3	○公開授業 平成26年11月26日(水) 5校時 13時35分～、6校時 14時35分～ ・全学年(9学級) 道徳「ピア・サポート・トレーニング」 ・開校10周年を機に公開授業を実施し成果を広く地域や保護者に発信した。 ・1年「プラスのストローク」:友達と良いところを教え合うことについての授業 ・2年「問題解決」:友達と悩みを相談し合うことについての授業 ・3年「情報の扱い方」:うわさ話の危険性について考える授業 【参観者の感想】 ・自分が周りから認められていることを、直接聞く機会をつくることは、参加していた全ての生徒にとって、自己有用感の向上につながっていくと思った。 ・生徒が前向きに悩みの解決策を考えていた姿が印象的だった。 ・悩みの相談は、自分の悩みを他の人がどのように考えているのか知ることができるよい機会だった。 ・参観者:学校関係(68名)、市議会議員(1名)、一般市民(26名)、報道(1名) 子ども未来局(4名)、教育委員(2名)、教育委員会事務局(6名)
成果	・学年の実態や発達段階を考慮した学習カリキュラムを作成し、年間を通して全学年で実施することができた。 ・年度当初に、ビデオを使用したオリエンテーションを組み入れ、教師も生徒も目的意識を共有することで、その後の自発的な活動につなげることができた。 ・校長会で実施した「自己肯定感・自己有用感についてのアンケート」において、本校の生徒はどの項目も高い数値を示しており、取組の成果を確認することができた。 
課題	・ピア・サポート・トレーニングを道徳の時間に行ってきたが、ピア・サポートと道徳の価値項目との整合性や、時間の確保が大きな課題である。 ・学習カリキュラムの重複する題材を整理するなど見直しを図る必要がある。 ・学んだ内容を生かして、日常生活での自分の行動を変えていく子どもが増える取組や、日々の教科等の実践と上手く絡み合わせる工夫が必要である。

ウ 生徒会活動の取組に関する研究(高等学校1校)

子どもの権利の中の、「参加する権利」と関連させ、高等学校における生徒会活動に関する取組を実施した。

実施校	市立札幌新川高等学校
テーマ	○「新川地区学校・地域連絡協議会」 ・新川高校生徒会が中心となり、近隣校(新川小・新光小・新川西中)の児童会・生徒会と連携し、小中高それぞれの課題意識をもって地域の課題解決に取り組み、貢献していくことを通し、他者の立場や意見を尊重し、自ら考え行動する態度を育成する。
実践	・地域のまちづくりセンターや町内会の協力を得ながら、近隣校と連携し、地域の課題を調査して、公園の落ち葉ひろいなどボランティアを中心とした体験的な活動を実施した。 (1) 地域の危険マップの作成 ・地域の危険箇所や見守りが必要な場所などを調査して、危険マップを作成した。 (2) 落ち葉ひろいボランティア ・新川高校生徒会が毎年行っている、秋の落ち葉ひろいを4校合同で実施した。 (3) 地域が笑顔になる標語づくり ・小中学生が作成した標語を危険マップと関連させながら、児童会館、コンビニエンスストア、学校等に掲示し、事故やいじめのない地域づくりに役立てた。
成果	・様々な年齢構成による連絡協議会を中心となって運営し、地域の課題解決に積極的に取り組むことで、子どもの権利としての社会参加や高校生としての自発的態度を身に付けることができた。 ・小中高の3校種及び地域の方々と会議し、実際に足を運び現地を調査するなどの体験を通し、異なった年齢の集団で活動する場合の見方や考え方を学ぶとともに、より良い社会の実現を目指し、できることから社会に貢献していこうとする態度を身に付けることができた。
課題	・3校種4校による地域ボランティアは、各校の理解が得られ大変有意義なものとなったが、時間調整等が課題となった。



Ⅲ 子どもの権利に関する施策の推進体制

1 子どもの権利委員会の運営

権利条例に基づく附属機関として平成 21 年 11 月に設置。

平成 26 年度は、第3期の委員会(平成 26 年1月～)として活動し、主に、第2次推進計画策定に向けた審議や、子どもの権利条例に関する取組状況の検証等を行った。

【実績】

- ・委員数:14 名(公募委員 大人3名、高校生3名を含む)
- ・委員の分野:学識経験者、学校関係者、PTA 関係者、児童福祉関係者、地域関係者、公募委員
- ・第3期の委員会開催数:8回(平成 26 年1月～27 年3月)

2 子どもの権利に関する推進計画

権利条例第 46 条に基づき、家庭、学校・施設、地域における子どもの権利の保障を進めるための具体的な取組を定める計画を策定。

計画の評価・検証は、「札幌市子どもの権利委員会」で実施している。

(1) 子どもの権利推進計画(第1次)

【計画期間】

平成 23 年度～26 年度(4年間)

【基本理念】

「子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性を育むまちの実現」

【基本目標】

1. 子どもの意見表明・参加の促進
2. 子どもを受け止め、育む環境づくり
3. 子どもの権利の侵害からの救済
4. 子どもの権利を大切にする意識の向上

【成果指標】

	意識調査※1		指標達成度調査※2						目標値 (26 年度)
	平成 21 年度	25 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	
自分のことが好きだ と思う子どもの割合 (子ども)	53.2%	65.4%	—	—	60.3%	61.6%	59.4%	63.1%	70%
子どもが、自然、社 会、文化などの体験 しやすい環境であ ると思う人の割合	42.4%	59.3%	—	—	60.9%	60.5%	62.7%	72.1%	60%
	55.4%	54.9%	58.0%	59.6%	57.3%	63.9%	60.7%	60.8%	60%
子どもの権利が守ら れていると思う人の 割合	48.3%	57.0%	—	—	65.7%	66.5%	70.8%	63.6%	60%
	48.4%	49.1%	41.0%	43.9%	43.5%	49.2%	46.1%	50.1%	60%

上段:子ども 下段:大人

※1 「子どもに関する実態意識調査」結果。子ども未来局が実施。

※2 市長政策室が毎年度実施。なお、子どもの値は、事業参加者へのアンケートなどの結果であり、大人の調査や子どもに関する実態意識調査とは調査方法が異なる。

(2) 第2次子どもの権利推進計画の策定

第1次計画の終了を受け、第2次子どもの権利推進計画を平成 27 年3月策定。第2次計画は、子どもの権利の保障や子どもの育ち、子育て支援等について定めた「新・さっぽろ子ども未来プラン」と一体的に策定し、その基本目標1に位置づけた。

【策定経過】

○ 権利委員会による計画案の審議(計8回)

○ 子どもとの意見交換

子ども企画委員会

「ぼくらの未来を考えよう！委員会」の開催

開催日:平成 26 年7月 29 日

参加者:小学5年生～高校2年生 14 名(公募)



○ 市民意見の募集

・募集期間:平成 27 年1月 28 日～27 年2月 26 日

大人:176 人(444 件)、子ども:751 人(1,080 件)の意見

・パブリックコメントに基づく計画変更:3か所

【計画期間】

平成 27 年度～31 年度(5年間)

【基本理念】

「子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性を育むまちの実現」

【基本目標】

1. 子どもの権利を大切にする意識の向上
2. 子どもの意見表明・参加の促進
3. 子どもを受け止め、育む環境づくり
4. 子どもの権利の侵害からの救済

【成果指標】

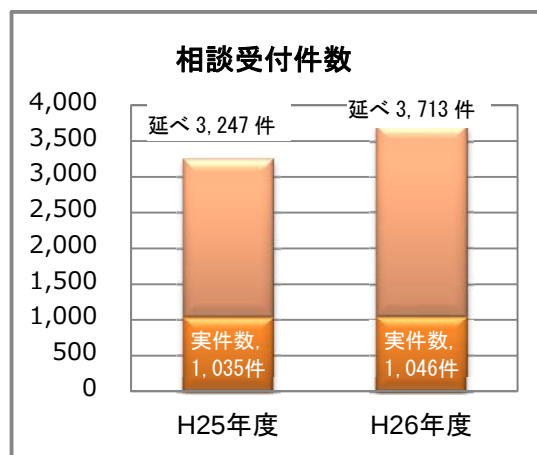
	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (31 年度)
自分のことが好きだと思う子どもの割合	【子ども】 65.4%	75%
子どもが、自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合	【子ども】 59.3%	65%
	【大人】 54.9%	65%
子どもの権利が守られていると思う人の割合	【子ども】 57.0%	65%
	【大人】 49.1%	65%
いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合（現状値は平成 24 年度、目標値は 30 年度）	【小学校】 92.1%	95%
	【中学校】 82.2%	88%
	【高校】 80.7%	86%

平成 26 年度 札幌市子どもの権利救済機関 相談状況等の概要

1 相談の状況

平成 26 年度の相談件数は、実件数 1,046 件、延べ件数 3,713 件であり、前年度比では、実件数で 1.1% 増、延べ件数で 14.4% 増であった。（前年度 実件数 1,035 件、延べ件数 3,247 件）

なお、この件数の中には、相談者に他機関を紹介したもののや、相談者の同意を得て学校や関係機関などに働きかけるなど調整活動を行った件数も含まれている。



(1) 相談方法の内訳

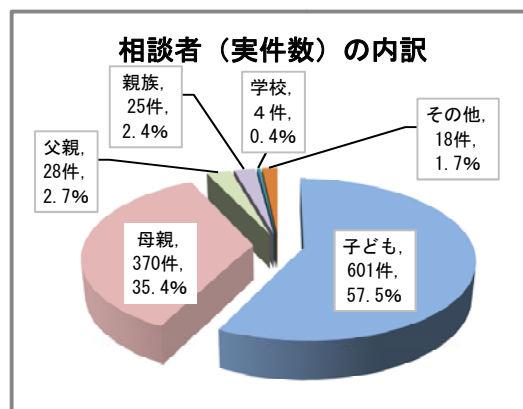
初回の相談で最も多いのは電話による相談（実件数で 638 件）が最も多く 6 割強となっているが、メールの方が相談のやり取りの回数が増える傾向があるため、延べ件数では、メールの割合が最も多くなっている（延べ件数 3,794 件のうち 2,063 件が E メールで、55.6% を占めている）。

なお、相談方法は、随時メールから電話へ、また電話から面談へと移行することがある。

(2) 相談者の内訳

子どもと母親からの相談が大半を占め、両者を合わせると実件数の 92.9% を占めている。

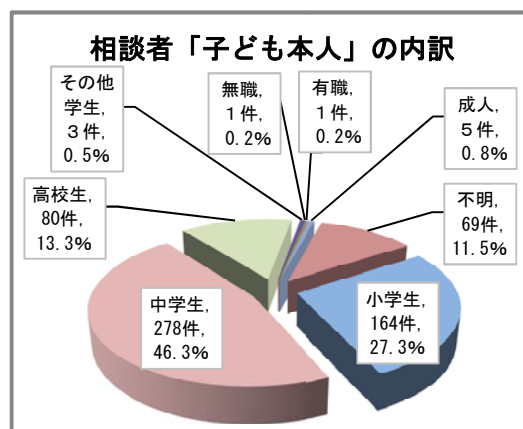
なお、延べ件数でみた場合は、子どもが 2,209 件で 58.2% を占めている。これは、子どもからの相談の多くが E メールによるものであり、相談の回数を重ねることが多いためである。



(3) 相談者「子ども本人」の内訳

相談してきた子どものうち、最も多いのは中学生（278 件、46.3%）、次いで小学生（164 件、27.3%）となっている。

小学生からの初回相談 164 件の内訳をみると、電話相談が 78.7%（129 件）を占めている。一方、中学生は携帯電話を所持している子どもが多いためか、初回相談 278 件のうち、E メール相談が 70.5%（196 件）を占めている。



(4) 相談対象者の内訳

相談の対象となった子どもの内訳をみると中学生に関する相談が最も多く(418件、40.0%)、次いで小学生(361件、34.5%)、高校生(137件、13.1%)と続く。

(5) 留意ケース

子どもの置かれている状態が権利侵害であると疑われるものの、その時点では調整活動や申立てに至らないが、その可能性があるものを「留意ケース」として、特に慎重に相談の経過を管理している。調整活動や申立てに備えて、相談状況をスタッフ全体で共有し動向を注視することにより、権利侵害を見落とすことなく、事案の特性や状況の変化に迅速適切に対応することを目的としている。

平成26年度は、54件の案件について留意ケースとして動向を注視し、うち12件の案件が調整活動又は救済の申立てにつながっている。

(6) 相談内容の内訳

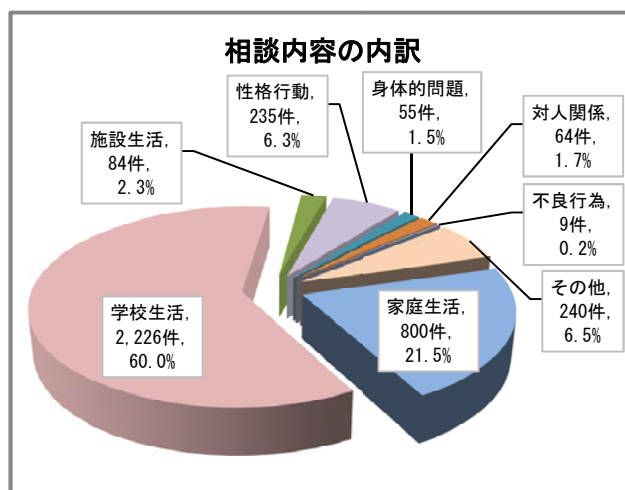
子どもアシストセンターでは、相談内容を「家庭生活」、「学校生活」など8項目に分けている。

延べ件数全体で相談内容の内訳をみると、学校生活に関する相談が最も多く(2,226件、60.0%)、次いで家庭生活(800件、21.5%)、性格行動(235件、6.3%)と続く。これは、昨年度と同様の傾向である。

※延べ件数全体：3,713件

※子どもからの相談延べ件数：2,209件

※大人からの相談延べ件数：1,504件

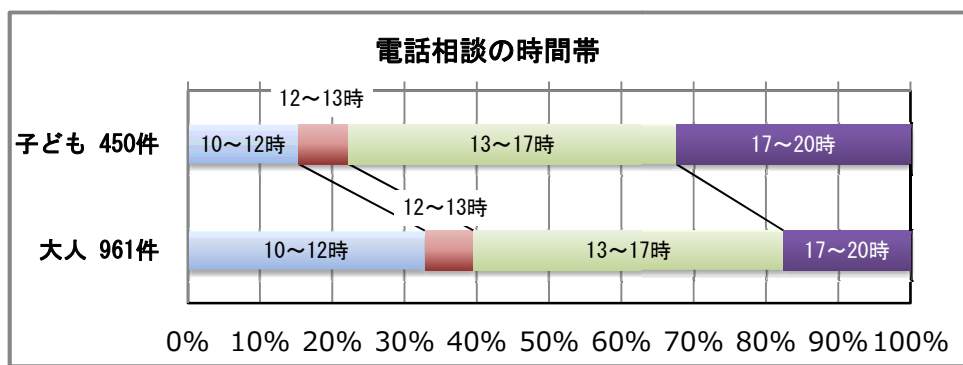


さらに33の細目に分けると、上位5項目は、下記のとおり。

子ども (2,209件)		大人 (1,504件)	
① 友人関係	851件 (38.5%)	① 親子・兄弟関係	265件 (17.6%)
② 親子・兄弟関係	304件 (13.8%)	② 子どもと教師の関係	253件 (16.8%)
③ 情緒不安定	122件 (5.5%)	③ 友人関係	203件 (13.5%)
④ 子どもと教師の関係	101件 (4.6%)	④ 不登校	182件 (12.1%)
⑤ いじめ	83件 (3.8%)	⑤ いじめ	114件 (7.6%)

（７） 電話相談の時間帯

13 時～17 時の時間帯には、子ども、大人双方から多くの電話相談を受けているが、子どもについては、学校から帰ってきてからの時間帯(特に 16 時～20 時)にも多くの電話相談を受けている。



一方、大人からは、午前中にも多くの電話相談を受ける傾向がある。

相談時間を 20 時までとしていることは、特に子どもにとって有効であるといえる。

2 調整活動の状況

（１） 調整活動とは

相談対応だけで問題の解決を図ることに限界がある場合、当事者同士の間にも公的第三者として入り、問題解決のためのさまざまな調整が必要になることもある。このため、申立てに至る前の「相談」段階においても、救済委員の判断でこれを行うこととし、「調整活動」と位置付けている。関係機関への事実確認や児童相談所への虐待通告、問題解決のための協力要請や話し合いなどさまざまな内容、関わり合いの度合いのものを含んでいる。

（２） 調整活動件数

平成 26 年度の「調整活動」は、31 件の案件について実施した。

このうち、学校を調整先とする案件は 22 件（平成 25 年度は 17 件）であり、学校と子ども（保護者）の間に立って問題の解決を図った事案が増加した。児童相談所を調整先とする案件は 3 件となっており、うち 1 件については、虐待が疑われる案件について、児童虐待防止等に関する法律第 6 条に基づき、管轄の児童相談所に通報したものである。

また、調整活動の延べ数は 369 回であり、平成 25 年度（125 回）に比べ 3 倍近くに増加している。平成 25 年度は、学校訪問や面談等により早期に問題解決が図られた案件が多くみられたが、平成 26 年度は、子どもの心理的な不安や、保護者の学校等に対する不信が解消するまで、長期にわたり面談等による支援を繰り返した案件が多くみられた。

相談項目別・調整先別「調整活動」件数

調整先 相談項目	小 学 校	中 学 校	高 校	市 教 育 委 員 会	児 童 相 談 所	そ の 他	計
家庭生活 (放課後生活、虐待など)	0	0	0	0	3	3 ^{※1}	6
学校(幼稚園)生活 (いじめ、子どもと教師の関係、 不登校など)	12	7	3	1	0	2 ^{※2}	25
合 計	22			9			31

※1 児童会館（１）、学童保育所（２）

※2 私立幼稚園（１）、道警少年サポートセンター（１）

3 救済申立て受理状況

(1) 救済の申立て

救済の申立ての対象は、子どもの権利侵害の個別救済とする。解決のために必要なときは調査や調整を行うが、相手を諫めたり白黒をつけるためではなく、何が子どもにとって最善であるかを関係者が共有し、相互に理解しながら、子どもを支援することを目的とする。

(2) 救済申立て受理件数

平成 26 年度は、以下の案件について 2 名（世帯）から同時に救済の申立てがあった（申立て受理件数は 2 件）。

	権利侵害の申立ての内容	調 査 先	調査結果等
【案件】	地域の少年活動団体から退団を命じられた	地域の少年活動団体	平成 27 年度に調査継続

(3) 是正等の措置の勧告、意見表明及び是正の要請ならびに自己発意による調査

是正等の措置の勧告（条例第 39 条）、意見表明（条例第 39 条）及び是正等の要請（条例第 40 条）に至った案件はない。

また、平成 26 年度においては、救済委員の自己の発意による調査は実施していない。

4 運営全般として

平成 26 年度の相談件数は、実件数 1,046 件、延べ件数 3,713 件であり、前年度と比較して実件数で 11 件、延べ件数で 466 件の増加となっている。また、救済の申立ては 2 件で昨年度の 5 件より減少したが、相談の延長としての調整活動は 31 件と前年度の 21 件に比べ大幅に増加している。

平成 26 年度は特に、調査や調整につながる可能性がある相談案件について、相談者に対して極力面談に来ていただくことを勧め、できるだけ詳しく話を聴くことを意識した。これにより、面談による相談人数は延べ 315 人と、昨年の延べ 178 人に比べて顕著に増加した。

こうした日々の積極的な相談の姿勢が、調整活動の増加につながっているものと考えられる。今後も、さまざまな事案に応じて、その子どもにとって最も安心でき、最善の利益が図られる方策を関係者の理解を得ながら見出し、権利救済の実効性を確保していく必要がある。